有機溶剤の蒸気の発散面が広いために局所排気装置等の設置が困難な場合の特例 (現行有機則の第1種・第2種有機溶剤等を含有する塗料を用いて塗装を行う場合)

則 (有機則第10条) 船体ブロックの内面等 (有機則第5条) 屋内作業場等(※1)で、 ①屋内作業場等の壁、床又は天井に塗装を行う 有機溶剤含有物(※2)を 場合で 用いて塗装を行う場合 ②有機溶剤の蒸気の発散面が広いため、局所排 気装置等の設置が困難 局所排気装置等の設置(※3) が必要 ①全体換気装置を設置し、 ②送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用 が必要 (②は第33条第1項第4号で規定) ※1:屋内作業場等 ①屋内作業場 ②船舶の内部 ③船体ブロックの内部 ④その他通風が不十分な場所 特 例 ② (有機則第13条) 船体ブロックの外面等 (②~④は第1条第2項等) ※2:対象有機溶剤 ①屋内作業場等で塗装を行う場合で ②有機溶剤の蒸気の発散面が広いため、局所排 第1種有機溶剤等 気装置等の設置が困難 (トリクロルエチレン等) 第2種有機溶剤等 (キシレン、トルエン等) (第1条第1項第3、4号) 労働基準監督署長の許可が必要 ※3:局所排気装置等の設置 ・蒸気の発散源を密閉する設備 ①全体換気装置を設置し、 ②送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用 局所排気装置 ・プッシュプル型換気装置 等適切な代替装置が必要 (通達により許可の基準等を規定)

· 全体換気装置の性能 (有機則第17条)

1分当たりの換気量 (m³)

=有機溶剤等の量×A×B

A:第1種 0.3 第2種 0.04

B:塗料の種類に応じて 定める数値 Iポキシ樹脂ワニス 0.5 Iポキシ樹脂エナメル 0.4 (Bは告示で規定)

表 呼吸用保護具の指定防護係数

マスクの種類			指定防護係数。
防毒マスク(動力なし)	使い捨て式		3∼10 ^b
	取替え式(半面形)		
	取替え式(全面形)		4∼50 ^b
電動ファン付き 呼吸用保護具	半面形		4 ~ 50
	全面形		4~100
	フード形		4 ~ 25
	フェイスシールド形		4~25
送気マスク	デマンド形	半面形	10
		全面形	50
	一定流量形	半面形	50
		全面形	100
		フード形	25
		フェイスシールド形	25
	プレッシャデマンド形	半面形	50
		全面形	1000
送気・空気呼吸器複合式プレッシャデマンド形全面マスク			1000
空気呼吸器	デマンド形	半面形	10
		全面形	50
	プレッシャデマンド形	全面形	5000

a)呼吸用保護具が正常に機能している場合に、期待される最低の防護係数

b) ろ過式(防毒マスクや電動ファン付呼吸用保護具)の防護係数は、面体等の漏れ率[Lm(%)]及びフィルタの透過率[Lf(%)]から100/(Lm+Lf)によって算出

^(※)呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法(JIS T8150)付表2から引用